

改正後の薬事法(第9条の3)では、「薬局開設者は、…薬剤師に対面により…書面(当該事項が電磁的記録…に記録されているときは…省令で定める方法により表示したものを含む)を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。」とし、患者に情報提供の資材を見せながら、薬剤師が対面により、必要な説明することが求められています。

この情報提供の資材は、書面以外にも、電磁的に記録された事項を、例えば、パソコンやアイパッドなどの映像面に表示する方法が認められることとなり、この方法が省令で規定されます。

省令について現時点で考えられているのは、情報提供に際して、パソコンやスマートフォンを活用する場合でも、

- ① 患者に提供すべき情報が、画面に見やすく表示されており、
- ② 薬剤師が対面で、患者と一緒にその画面を見ながら必要な説明を行うのであれば、薬事法が求める情報提供が行われたと評価することができると聞いています。

この映像に表示して説明する方法として、例えば、電子版お薬手帳を活用する場合も同様であり、上記の要件を満たせるのであれば、薬事法上の情報提供が行われたと評価される、と考えられます。

処方薬の販売に関する薬事法関連規定

改正後 薬事法	現行 薬剤服用歴管理指導料
<p>【薬事法】</p> <p>(調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等)</p> <p>第九条の三 薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面(当該事項が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第三十六条の十までにおいて同じ。)に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを含む。)を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>【薬剤服用歴管理指導料】</p> <p>薬剤服用歴管理指導料は、保険薬剤師が、患者に対して、当該患者の薬剤服用歴が経時的に管理できる手帳等により、薬剤服用歴及び服薬中の医薬品等について確認するとともに、次に掲げる指導等のすべてを行った場合に算定する。</p> <p>ア 患者ごとに作成された薬剤服用歴に基づいて、処方された薬剤の重複投与、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、次に掲げる事項その他の事項を文書又はこれに準ずるもの(以下「薬剤情報提供文書」という。)により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を患者又はその家族に行う。</p> <p>(イ) 当該薬剤の名称(一般名処方による処方せん又は後発医薬品への変更が可能な処方せんの場合においては、現に調剤した薬剤の名称)、形状(色、剤形等)</p> <p>(ロ) 用法、用量、効能、効果</p> <p>(ハ) 副作用及び相互作用</p> <p>(ニ) 服用及び保管取り扱い上の注意事項</p> <p>(ホ) 保険薬局の名称、情報提供を行った保険薬剤師の氏名</p> <p>(ヘ) 保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 調剤を行った薬剤について、その投薬を受ける患者等に対して、調剤日、当該薬剤の名称(一般名処方による処方せん又は後発医薬品への変更が可能な処方せんの場合においては、現に調剤した薬剤の名称)、用法、用量その他必要に応じて服用に際し注意すべき事項を患者の手帳に経時的に記載する</p> <p>エ、オ (略)</p>